

厚生労働大臣の定める掲示事項

1. 当院は労働大臣の定める基準に基づいて診療を行っている保健医療機関です

2. 入院基本料について

当院は療養病棟入院基本料2の承認を受けている保険医療機関です。

なお、患者負担による付添い看護は行っておりません。

1日に6人以上の看護職員(看護師及び看護師)と6人以上の看護補助者が勤務しています。

なお、時間帯毎の配置は次のとおりです。

08時30分～17時30分：看護要員1人当たりの受け持ち患者数は6人以内

17時00分～01時00分：看護要員1人当たりの受け持ち患者数は20人以内

01時00分～09時00分：看護要員1人当たりの受け持ち患者数は20人以内

3. 入院診療計画について

当院では、入院の際に医師を初めとする関係職員が共同して、患者さんに関する診療計画を策定し、文書によりお渡ししております。また、入院診療計画、院内感染防止対策、医療安全管理体制、褥瘡対策に関する基準に適合している病院です。

4. 明細書発行について

領収書の発行の際に、個別の診療報酬の算定項目の分かる明細書を無料で発行しております。明細書の発行を希望されない方は、会計窓口にてその旨をお申し出ください。

5. 当院は九州厚生局長に下記の届出を行っております。

1) 入院時食事療養費（Ⅰ）を算定すべき食事療養の基準に係る届出を行っております。

当院に入院している方の食事については、医師の指示により管理栄養士のもとで症状等に合わせた調理と適時（夕食については午後6時以降）・適温による食事を提供しております。

2) 基本診療科・特掲診療科の施設基準に係る届出は以下のとおりです。

- ・療養病棟療養環境加算2
- ・入院時食事療養費（Ⅰ）・入院時生活療養（Ⅰ）
- ・診療録管理体制加算3
- ・データ提出加算1及び3
- ・神経学的検査
- ・CT撮影（マルチスライス16列）
- ・脳血管リハビリテーション料（Ⅲ）
- ・運動器リハビリテーション料（Ⅱ）
- ・人工腎臓
- ・下肢末梢動脈疾患指導管理加算
- ・胃瘻造設術
- ・胃瘻造設嚥下時嚥下機能評価加算

6. 保険外負担に関する事項

別添の「保険外負担について」をご参照ください。